

相楽東部広域連合通級指導教室実施要綱

令和 2 年 12 月 16 日

教 委 要 綱 第 8 号

(設置)

第 1 条 学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号。以下「省令」という。)第 140 条の規定に基づき、相楽東部広域連合通級指導教室(以下「通級指導教室」という。)を相楽東部広域連合立和東小学校内に設置する。

(趣旨)

第 2 条 この要綱は、省令第 141 条の規定に基づき、相楽東部広域連合立の小学校又は中学校に在学する児童又は生徒に対して、他の小学校又は中学校(以下「他の小学校等」という。)において通級による指導を行う場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(通級指導の承認)

第 3 条 校長は、児童生徒に他の小学校等で通級による指導を受けさせる必要があると判断したときは、通級指導教室通級願(様式第 1 号の 1)により当該児童生徒の保護者からの申し出を受け、通級指導申請書(様式第 1 号の 2)により、相楽東部広域連合教育委員会(以下「教育委員会」という。)の承認を得るものとする。

(通級指導校の通知等)

第 4 条 教育委員会は、前条の申請を受けた児童生徒(就学予定者のうち、就学すべき小学校又は中学校以外の、他の小学校等において通級による指導を受けさせることが必要なものを含む。)について、通級による指導を受けさせることが適当と認めるときは、当該児童生徒の氏名及び通級による指導を受けさせる学校(以下「通級指導校(和東教室)」という。)及び当該児童生徒が在学する学校(以下「在学学校」という。)の校長に通級指導承認書(様式第 2 号)により通知するものとする。

2 前項の通知に当たっては、教育委員会は、あらかじめ相楽東部広域連合教育支援委員会の意見を聴取するものとする。

(特別な教育課程の編成等)

第 5 条 在学学校及び通級指導校の校長は、前条第 1 項の通知を受けたときは、当該児童生徒に係る教育課程の編成について協議を行うものとする。

2 通級指導校の校長は、前項の協議が終了したときは、当該児童生徒に係る当該学校におけ

る指導内容及び指導時間を通級指導の内容等通知書(様式第 3 号)により在学校の校長に通知するものとする。

(通級による指導の終了)

第 6 条 通級指導校の校長は、通級による指導を受けている児童生徒について、当該指導を受けさせる必要がなくなったものと判断するときは、通級指導終了報告書(様式第 4 号)により教育委員会に、その旨を通知するものとする。

2 教育委員会は、前項の届け出を受けた児童生徒について、通級による指導を受けさせる必要がないと認めるときは、在 school 及び通級指導校の校長に対し、通級指導終了通知書(様式第 5 号)によりその旨を通知するものとする。

3 前条の通知に当たっては、教育委員会は、あらかじめ教育支援委員会等の意見を聴取するものとする。

4 通級指導校の校長は、通級による指導を終了した児童生徒について、通級指導経過報告書(様式第 6 号)を在学校の校長に通知するものとする。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和 2 年 1 1 月 3 日から適用する。

様式第1号の1（第3条関係）

年 月 日

相楽東部広域連合立 学校長 様

通級指導教室通級願

下記の児童生徒について、「相楽東部広域連合通級指導教室」における指導を希望しますので、通級の申請をお願いいたします。

記

ふりがな

1 氏 名

(学校)

(年 月 日生)

2 住 所

TEL ()

3 保護者氏名

印

様式第1号の2（第3条関係）

年 月 日

相楽東部広域連合教育委員会

教育長 様

相楽東部広域連合立 学校
校 長

通級指導申請書

下記の児童生徒について、「通級指導教室」への通級を申請します。

記

ふりがな 氏名		学年	第 学年
生年月日	年 月 日	保護者氏名	
住 所	京都府相楽郡		
障害の状況	ア 構音障害 イ 吃音等 ウ 言語発達遅滞 エ 自閉症 オ ADHD カ LD キ その他（ ）		
(例) ・感情をコントロールする力、自己表現をする力、追視能力等を育成する訓練が必要である。			

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

相楽東部広域連合立 学校長 様

相楽東部広域連合教育委員会
教育長

通級指導承認書

下記の児童生徒について、通級指導教室での指導が適切と認められます。

つきましては、当該児童生徒に係る教育課程の編成及び指導内容について協議願います。

記

1 学 年 第 学年

ふりがな

2 氏 名

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

相楽東部広域連合立 学校長 様

相楽東部広域連合立和束小学校
校 長

通級指導の内容等通知書

「相楽東部広域連合通級指導教室」への通級児童生徒（学校教育法施行規則第73条21の規定による「通級による指導」を行う児童生徒）の指導内容及び指導時間等について、下記のとおり通知します。

記

1 「相楽東部広域連合通級指導教室」への通級児童生徒

学年	氏 名	指導内容	障害の状況	指導始期	指導曜日	時数

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

相楽東部広域連合教育委員会

教育長 様

相楽東部広域連合立和束小学校

校 長

通級指導終了報告書

下記の児童生徒につきまして、通級指導教室での通級指導を終了しましたので報告します。

記

通級指導終了者 ふりがな 氏 名 学校名・学年	指導終了の判断の根拠	指導終期
〇〇 〇〇 学校 学年		年 月

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

相楽東部広域連合立 学校長 様

相楽東部広域連合教育委員会
教育長

通級指導終了通知書

下記の児童生徒について、通級指導教室での通級指導を終了します。

記

1 学校名

2 学 年 第 学年

ふりがな

3 氏 名

4 指導終了 年 月

様式第6号（第6条関係）

年 月 日

相楽東部広域連合立 学校長 様

相楽東部広域連合立和束小学校
校 長

通級指導経過報告書

下記の児童生徒について、通級指導経過を下記のとおり報告します。

記

氏 名		学校・学年	
指導時期	年 月 日	～	年 月 日
指導回数			
指導目標			
指導内容			
連絡事項			
指導要録 記入内容			

担当者：

年 月 日

実 態 調 査 票

児童氏名		男 ・ 女	生年月日	年 月 日
学 校 名			学 年	年
保護者名		担 任 名		
現 住 所		電話番号	(自宅)	
			(携帯)	
主 訴				
学校 学級での 様子	学習面・友だち関係・集団の中での指示・運動面・手先の器用性など [右利き・左利き]			
家族構成 家庭の様子 親子関係 保 護 者				
関係機関との連携検査など	病院（健康面・発達障害関係や心理関係の病院）などにかかっておられたり する場合は、ご記入ください。			